

ラヴィータホームクリニック デイケアセンター イル ソーレ (介護予防) 通所リハビリテーション運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人社団三喜由が開設するラヴィータホームクリニック（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もつて要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ラヴィータホームクリニック デイケアセンター イル ソーレ
- ② 所在地 伊丹市昆陽東1丁目7番23号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務、医師と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- ② 従業者

医師 1名以上（管理者とクリニック兼務、他クリニック医師と兼務）

所長 1名（支援相談員、介護職員兼務）

支援相談員 1名（所長、介護職員と兼務）

理学療法士 3名以上（常勤換算）

作業療法士 1名以上（常勤換算）

言語聴覚士 0.18名以上（非常勤、訪問リハビリと兼務）

看護職員 1名以上（常勤換算、クリニックと兼務）

介護職員 6名以上（常勤換算）

事務員

従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし冬期休暇（12月31日から1月3日まで）を除く。

要介護者・要支援者利用曜日（月、火、水、木、金、）

- ① 営業時間 午前8時30分から午後4時30分までとする。

((介護予防) 通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員は次のとおりとする。

- ① 25名

((介護予防) 通所リハビリテーションの内容)

第7条 指定(介護予防)通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- ① リハビリテーションマネジメント
- ② 心身機能の維持・回復
- ③ 家庭内外におけるADL、IADLの自立
- ④ 社会参加として、家庭内における役割や地域活動への参加
- ⑤ 栄養改善
- ⑥ 口腔機能向上
- ⑦ 入浴(一般浴)
- ⑧ トイレ誘導
- ⑨ 食事の提供
- ⑩ 健康チェック
- ⑪ 送迎

2 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 取得した介護報酬総単位に、厚生労働省が定める地域区分(伊丹市10.55円)の単価を乗じた額を算出し、それに介護保険負担割合証に記載された割合の負担となります。尚、給付制限のある場合には負担割合が異なります。

3 食費は、700円を徴収する。(別途消費税負担)

利用日の当日8時20分までにキャンセルの連絡が無かった場合は、上記金額を徴収する。

4 紙パンツ費：100円、パット費：50円として徴収する。(別途消費税負担)

5 リハビリ必要物品費及び自主トレーニング物品費として、必要な方のみ実費負担して頂きます。(別途消費税負担)

6 特別行事教材費として、必要な方のみ実費負担して頂きます。(別途消費全負担)

7 その他、日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。(別途消費税負担)

8 本体報酬及び各種加算の自費金額については、単位数に厚生労働省が定める地域区分(伊丹市10.55円)を乗じた額(小数点以下切り捨て)となります。(別途消費税負担)

9 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、伊丹市全域、宝塚市・尼崎市・川西市・西宮市の一部区域とする。

※目安として当施設より片道30分以内とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ①気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

第 10 条（身体の拘束等）

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。ただし、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

第 11 条（サービス利用に当たっての留意事項）

サービスの利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業所内では飲酒、喫煙は行わないこと。
- (2) 従業員の指示に従うこと。

第 12 条（緊急時等における対応方法）

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに当たる従業員は、現に通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに管理者に報告し、主治医、家族、行政機関等への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

なお、当該事故が事業所の責任とみなされる場合には、速やかに損害賠償の手続きをとるものとする。

第 13 条（非常災害対策）

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び感染症、自然災害（風水害や地震等）の災害に対処するための計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。感染症及び自然災害に関しては別紙、業務継続計画（BPC）をもとに実施する。

第 14 条（高齢者虐待防止）

高齢者虐待防止等に関する介護事業所としての責務、高齢者虐待を受けた高齢者等に対する保護、養護者の負担軽減を図ることによる養護者により高齢者虐待の防止に資する支援を定め、高齢者等の権利利益の養護を目的とする

第 15 条（その他運営に関する重要事項）

従業員の資質の向上を図るために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年2回
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 当施設は、利用者のサービス提供に関し、サービス計画書、介護記録その他必要な記録を整備する。利用者及び家族からこれらの記録の閲覧を求められた場合、当施設は原則としてこれに応じる。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団三貴由と責任者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和1年9月1日から施行する。

令和1年10月1日より第4条1項②及び第7条3項変更

令和1年12月1日より、第5条1項変更、第6条1項変更及び第7条8項追加

令和3年4月1日より、第4条1項②変更

令和4年4月1日より、第4条1項②変更

令和4年11月1日より、第7条3項変更

令和5年4月1日より、第13条（非常災害対策）を追加

第13条を第14条へ変更

令和5年8月1日より、第5条1項変更

令和6年4月1日より、第14条（高齢者虐待防止）を追加

第14条を第15条へ変更

令和6年11月1日よ、第7条3項編成